

エバーニュース

# EVER NEWS

vol.22 平成28年1月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



● [連載] 相続 その3 遺産分割の具体的な進め方①

■ 無料相談会のご案内

● [連載] サキドリトッケン 先取特権について

● 料金のご案内／事務所のご案内



## 相続その3 遺産分割の具体的な進め方①

今回は遺産分割の具体的な進め方について述べます。

大切な方がお亡くなりになり、ご葬儀、初七日、四十九日等の法要を終えご供養が済んだ後に、遺産の処理を考える必要があります。亡くなってから10カ月以内に相続税申告の必要があるなど税法上の期間制限はありますが、相続登記や預金名義の変更・解約などには期間制限はありません（時効の点は除きます）。ただ、遺産分割をしておかないと、遺産の処分や管理には他の相続人の同意が必要になります（共有状態のため）。先祖代々の相続に伴う名義変更をしなかったため、先祖の遺産処理について多くの相続人の協力が必要となるなど、解決困難な事例も珍しくありません。子や孫の世代に迷惑をかける結果となりますので、やはり早目に解決しておくことが望ましいといえます。

進めるためには、まず①相続人の確定、②相続財産の確定、③遺言の有無の確認、を行う必要があります。①は、亡くなった方（被相続人と言います）の出生時の戸籍謄本から亡くなるまでの戸籍謄本を取得し、法定相続人の存否を確認します。相続人が兄弟姉妹の場合には被相続人の両親それぞれの出生時まで遡ります。それから相続人の戸籍謄本です。さらに、相続財産がプラスかマイナスかとも関係しますが、相続が開始したことを知った時から3カ月以内に相続を承認（単純）、限定承認（プラスの財産の限度でマイナスの財産を相続することです）、放棄（負債が多い場合など）のいずれかを各相続人は決めなければなりません。放棄した方は相続人にはなりませんし、期間が経過すれば原則として単純承認とみなされます。次に、②は、不動産であれば法務局で土地建物の登記全部事項証明書、預貯金であれば金融機関で死亡時の残高証明書を取得します。負債も消極的な相続財産になりますので残高を確認しておくことが必要です。③は、公正証書遺言であれば最寄りの公証役場で公正証書遺言の有無を検索することができます。自筆の遺言書が見つかった場合には検認という家庭裁判所での手続が必要になります（登記の際には特に必要です）。基本的には以上の事柄を確認した上で他の相続人との交渉となります。

この先の具体的な交渉方法は次回以降に譲りますが、ご不明な点についてはご相談ください。

### Information

#### 無料相談会のご案内

平成28年1月21日(木)、1月26日(火)、2月2日(火) のいずれも  
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。  
なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ  
サキドリトクケン  
先取特権について

先取特権とは、法律で定められた担保権で、裁判で判決を取らなくても債務者の財産を差押（強制執行）できるというもので、民法や特別法に規定されています。あまり聞いたことがない権利かと思いますが、使い方によっては債権回収として有効な手段です。

債務者の総財産に効力を及ぼせるものとして民法は一般の先取特権を規定しており、雇用関係に基づく給料債権、葬式の費用や日用品の供給（最後の6か月間の飲食料品、燃料及び電気）があります。このような業種であれば有効な手段です。

次に、債務者の特定の動産に効力を及ぼせるものとして動産の先取特権を民法は規定しています（「動産」とは不動産以外の有体物をいいます）。この先取特権が及ぶ債権としては、①不動産の賃貸借、②旅館の宿泊、③旅客又は荷物の運輸、④動産の保存、⑤動産の売買、⑥種苗又は肥料の供給、⑦農業の労務、⑧工業の労務より発生した債権があります。例えば、建物の部屋を賃貸し、賃料の未払がある場合には、賃借人が建物に備え付けた動産（エアコンなど）について先取特権を行使できます。古い判例で、建物内に持ち込んだ金銭、有価証券、宝石類などにも及ぶとした例があります。旅館業、運送業、販売業などの方も利用が可能です。目的となる動産だけでなく、売却された場合にはその売却代金にも行使することができます（物上代位といいます）。それ以外にも、不動産の保存や工事、売買をした場合にも先取特権はあるのですが、登記をしなければ効力の保存ができないので、実際には使いにくくあまり利用されていません。その他民法以外にも建物区分所有法上の先取特権もあり、例えば管理組合が管理料の未払いがある場合に、債務者である区分所有者の区分所有権や、建物に備え付けた動産に差押ができるというものです。

以上の先取特権を実際に行う場合、例えば動産に対して差押えを行う場合には、裁判所に対して強制執行の申立を行います。その際に工夫が必要な点は、①先取特権が存在することを示す文書を提出すること、②動産の所在の確認をすること、③売却されたことによる売買代金に物上代位を行う場合は、その売買契約の内容の証明をすること、です。事案によっては仮差押などの保全手続の方が早い場合もありますので債権回収を検討されたい方はご相談ください。



# 料金のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 043-225-3041

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



- エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\* 執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

# 事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

**エバー総合法律事務所**（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

## 業務時間

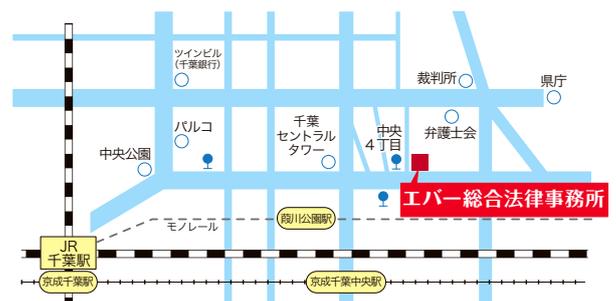
午前9時より午後6時まで

\* なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

## ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。